

井川忠雄の経済思想と日米交渉

アン・ジエイク

はじめに

井川忠雄に対する評価は、主に彼の外交活動に集中している。たとえば、加瀬俊一は井川により交渉内容の歪曲が発生した可能性を指摘し、彼のアメリカにおける外交活動について批判的な態度を示している⁽¹⁾。加瀬によれば、一九四〇年一月二日にドラウトが井川に伝え、一四日に井川が近衛首相などに提出したドラウトの覚書は、三国同盟については日本政府が沈黙することを勧告し、中国から日本軍を撤兵することには言及していない。しかし、ウォルシュ司教が戦後、東京裁判で提出した資料には、三国同盟の廃棄と中国からの撤兵が交渉の前提条件であったと述べられており、ウォルシュは井川を日本政府の非公式代表であるとも信じていた。これからの検討をふまえ、加瀬は井川のアメリカにおける外交活動について次のように評価している。

「事実、両師は帰国すると、アメリカ政府要路に対して、この二点

を含みとした報告を提出したのである。そこで、いったい誰が「日本政府代表」の資格で、このような「保障」を両師に与えたかが問題となる。察するに井川ではないかと思われるが、井川ならば近衛首相の「非公式代表」を自称して、あたかも、政府の真意を伝達するかのような言動に出たことも大いにあり得よう⁽⁴⁾。

また、井川の個人的性格、あるいは人格に対しては次のように評価している。

「井川は〔中略〕英語が得意で有能な面はあったものの、誇大に自己宣伝をするので、省内でも全く人気がなく、門司税務署長を最後に退官した。先輩も同僚も彼を信頼せず、むしろ警戒し嫌悪していたのだが、ウォルシュ・ドラウトに対して産業組合中央金庫理事という肩書を、いかにも中核的に重要な地位であるかのように印象づけた形跡がある。このような人物が、日米交渉の端緒を作ったところに、日本の悲劇があったといわねばなるまい⁽⁵⁾」。

要するに、先輩や同僚から「信頼」を得なかった人物が、日本政府

の「非公式代表」を「自称」して、アメリカ側の人物たちからの意見を歪曲して伝達し、また日本政府の意図と異なる「保障」をアメリカ側に与えたことから、日米交渉という重要な政治過程が始まったという分析である。これに対する事実関係の確認はここでは言及を控えるが、まず井川に対する以上のような批判が存在していることだけを述べておきたい。

このような井川批判論は、次のような議論からも確認できる。須藤眞志は井川と橋本徹馬という民間人による日米交渉活動を比較しながら、「日本政府から交渉権限を託されていたわけでもなく、また政府提案を持参」したのでもなかった彼らが、「私案をもつて渡米」していたため、両国の「政府側はもし利用価値があれば、それを追認する」意図を持っていただけであったと、両者の「民間人外交」の限界を指摘している。⁶つまり須藤も井川忠雄の活動が、「民間外交」としての限界を持っていた点を指摘し、井川が外交官としての「資格」に問題があった民間人であることに注目しているのである。

以上の主張とは異なり、井川の外交活動を積極的に評価する議論もある。たとえば、伊藤隆は、「井川は〔中略〕素人外交の限界を少くとも主観的にははつきり意識していた」⁷点に注目し、彼以外に、日米交渉の糸口をつけるために努力した専門の外交官は存在しない、として、彼の活動により日米交渉の契機が整ったことを高く評価している。⁷また、伊藤は井川を単なる民間人とはみなさず、井川が近衛首相、武藤章軍務局長、岩畔豪雄大佐などの人物と近い関係にあったことに着目し、井川の政治的背景について次のように分析している。伊藤によると、「世界新秩序（日独伊三国軍事同盟）―東亜新秩序（大東亜共栄圏）―国内新体制の主張者、つまり「革新」派」は英米の勢力をア

ジアから駆逐することを目標とし、その体表者が近衛文麿首相と松岡洋右外相であった。その革新派が政府の外交政策の主流であり、彼の主張に疑問を抱いていたのが微弱な勢力をもつ「新英米」派と、「復古」的なグループ（平沼騏一郎、陸軍皇道派など）が存在した状況で、一九四〇年末に、松岡外相が主導する「対英米敵対政策」に対する一種の「速度調節」の議論が革新派の内部で起こり、井川と武藤岩畔などはそのグループに属していた」とされる。伊藤はその一部の革新派が、「アメリカとの戦争を回避しながら東亜新秩序―大東亜共栄圏を貫徹」する志向の下で日米交渉を推進したという見解を提示した。⁸つまり、伊藤は一九四〇年時点における日本内部の政治的地形に基づいて、井川のアメリカにおける活動を、単なる個人的なものとしてではなく彼を囲む一定の勢力により推進された運動として把握している。

このような視角は、次の議論からも確認できる。塩崎弘明は、井川のアメリカでの活動、すなわち日米諒解案の作成は、彼の独断で行われた行動ではないことを強調している。塩崎によれば、井川は「武藤岩畔という当時の日本を大きく動かしていた陸軍の中樞部とそして総理大臣近衛との密接な関係の下で行動していたし、ワシントンにおいても岩畔とともに野村吉三郎大使の強い信任の下で行動していた」⁹ため、諒解案の作成を独断で進める余地は少なかった。塩崎は、アメリカ側の「ドラウトやウォルシュの後にウォーカー郵政長官があり、ウォーカーはルーズヴェルト」大統領にまでつながっていることが明らかであるため、諒解案は両国政府の十分な検討に基づいた産物であるとしている。⁹

以上の先行研究の検討から分かるように、井川に対する評価は二分

され、それはまた日米交渉に対する理解にまでつながっている。したがって、本稿では日米交渉に参加する以前の井川の思想に注目すること、井川の外交活動をどう評価することができるか検討してみたい。

1. 井川忠雄の略歴

ここでは井川忠雄に関する基本的な情報を確認し、彼が残した著作、講演、翻訳などを検討しながら、彼の思想を把握し、日米交渉に対する彼の記録を検討することで交渉の目的を探る。まず井川忠雄の略歴であるが、彼は一八九三（明治二六）年二月一日、旧松江藩士井川武の息子として島根県で出生する。判事の父の代から聖公会に属し、自身も「パウロ（ポール）」という洗礼名を持っていた。福井県師範学校附属小学校、宮城県師範学校附属小学校（転学）、仙台一中学を経て一九一〇年には第一高等学校に入学し、近衛文磨と同級生になる。東京帝国大学法科大学政治科に入り、大学在学中の一九一六（大正五）年、文官高等試験に合格する。また同年、貴族院議員の豊川良平による減債基金に関する論文の募集に「減債基金の全廃を論ず」という題で応募し、入選した。⁽¹⁾

翌年の一七年、大学を卒業し大蔵省に入った井川は、理財局に配置され為替業務を担当し、また同年九月には財務書記官に任命され中国駐在員になる。一九年には対露債権整理のため西伯利亚派遣軍軍政部附としてロシアで勤務した。この時の経験を記録したのが、『極東西比利亚に於ける自治機関』である。⁽²⁾

帰国した井川は淀橋税務署長を経て二〇年には大蔵事務官となり、ニューヨーク財務官補佐官としてアメリカに滞在し、政府公債、政府

保証附市債、社債などの債権業務を担当した。一九二七（昭和二）年七月銀行検査官に任ぜられ、金融機関検査制度調査のため欧米に出張し、一月帰朝した。この時期の井川は、コロンビア大学に出講したり、ハーバート・フーバーの『アメリカ個人主義』を翻訳して日本に紹介したり、⁽³⁾ 塩崎が指摘したように『日本算論』（ペンシルバニア大学、一九二四年）、『日本銀行制度論』（ウィルス教授と共著、コロンビア大学、一九二九年）などの著作を刊行しており、⁽⁴⁾ 学問的活動も活発に行っていたと見られる。また、「一九二四年所得に対する米国連邦個人所得税統計」、「一九二六年の米国内国税収入」など、アメリカの租税制度を紹介する寄稿を行うこともあった。

帰国後、二九年九月から産業組合中央金庫管理官を兼任し、一〇月からは産業組合中央会参与に就任、以降産業組合中央金庫との間に深い縁を築く。三三年五月には、大蔵書記官となり外国為替管理部署査課長の職を担歴任し、三六年二月には勅任官待遇を受け、四月に門司税関長兼管轄財局門司出張局長に任ぜられ、同年一〇月退官した。

この時期の井川は、「米国に於ける銀行の信用調査に就いて」、「投資信託の話」、⁽⁵⁾「岐路に立てるウォール街」、「経済の動き」、⁽⁶⁾「市街地信用組合に付て」、⁽⁷⁾「関税相談に現はれたる時代相」などの寄稿や講演を行い、自分の業務領域に関する専門的な知識についての説明や、アメリカの金融制度を紹介する作業とともに、特に統制経済を導入する必要性を力説していたと思われる。また彼は、『国際金融論』という著作を通じて、国際的な金融統制が必要であることを強調していた。

退官した井川は、産業組合中央金庫に入り、三八年五月から産業組合中央会理事、同年二月からは産業組合金庫大阪支所長、四〇年七月には本所業務部長になった。同年年末から翌四一年まで日米交渉に

従事していたため、四一年五月には産業組合中央金庫理事を退職した。産業組合に在職していたころの井川は、「官と民」⁽²⁴⁾、「庶民金融の実情——市信組と恩給金庫に就て」⁽²⁵⁾、*Co-operative activities in Japan*⁽²⁶⁾、『新事態』下に於ける産業組合の使命⁽²⁷⁾などの著述・講演活動を活発に行い、産業組合の活動を積極的に広報した。

日米交渉のためのアメリカでの活動が終わった後、四二年四月に井川は大東海上火災保険株式会社、大福海上火災保険株式会社の社長に選任され、同年七月に両社が合併して成立した共栄火災海上保険株式会社取締役社長に就任し死去するまで在職する。戦後は、四五年一二月、日本協同党創立に参加し、四六年四月中央委員になり、書記長に就任した。同年六月には、貴族院議員に勅選される。四七年二月一八日、狭心症で死去する。享年五三歳。

四七年三月、彼の死去直後、『祖国再建唯一の指針たる——協同主義の理念と実際』⁽²⁸⁾が発刊され彼の日本協同党における活動を窺わせる。また日米交渉に関する回顧録として、①「第二次大戦対米交渉秘録 三人の憂国者 井川忠雄（遺稿）」⁽²⁹⁾、②「日米交渉秘話 法衣の密使 故井川忠雄（遺稿）」⁽³⁰⁾、③「悲劇の日米交渉秘話 井川メモの全貌」⁽³¹⁾、同ダイジェスト版「悪夢の記録」⁽³²⁾が出版されたが、三種の回顧録はともに井川が直接書いたものではない可能性が高いとされている⁽³³⁾。

2. 井川忠雄の経済統制論

次に、井川忠雄がアメリカでの生活から如何なる思想的影響を受けたかについて考察してみよう。井川はアメリカの自由主義論と当時進行中であった金融規制を含む経済上の各種規制政策に強い関心を抱い

ていたと思われる。まず、自由主義についての井川忠雄の観点は、彼の著作から把握することができる。前述のように、彼はアメリカに滞在中の二四年、当時商務長官であったハーバート・フーバーの著作である『アメリカ個人主義論』を翻訳して日本で出版したことがある。その本が示しているアメリカの「個人主義」の内容は、個人の自由を至高の価値として尊ぶものではなく、むしろそれに一定の制限を加えるものであった。フーバーによれば、アメリカの個人主義は次のような特徴を持つものである。

「我個人主義が他の凡ゆる個人主義と趣を異にしてゐる点は何処に在るか。他でもない。我個人主義が次のやうな偉大なる理想をもつてゐる点である。即ち、「我々は各個人の才能を基礎として、その上に、我々の社会を築き上げてゐるものであるから、我々は各個人に対し、機会均等を保障し、以て各個人をして各自の智慧、人格、能力並志望に、心し社会に於て地位を占めることの出来るやうにしなければならぬ。我々は各個人の鼓舞し各自の努力をして甲斐あらしむるやうにしなければならぬ。我々は責任観並理解を拡大し各個人を援けてその功を成さしめなければならぬ。之と同時に各個人も亦回轉砥のやうな激烈な競争に打ち堪へ得るやうにならなければならない。」といふ諸理想これである」⁽³⁴⁾（傍点ママ）

つまり、ここでフーバーは、アメリカ固有の個人主義というものが、機会均等という基盤の上にあることを示し、その意味で、一八世紀の自由放任主義とは区別されることを示唆している。

フーバーはまた、「私有財産はアメリカに於ける崇拜の目的物ではない。我々は財産権よりも人間の権利を重んずる」と述べ、個人の財産権が絶対的な価値ではないと宣言し⁽³⁵⁾、また「国家を左右する一群の

人々の掌中に私有財産の大部分が集中してゐるときは、個人は資本家を目して圧制者となすやうになる。我米國では資本が暴威を振ふことを絶えず頑強に阻止するものがある。機会均等要求の聲、即ちこれである」と、⁽³⁶⁾「眞の進歩は機会均等を忠実に防衛する我個人主義の本領を守ることによつてのみ達せらるゝのである」と述べ、機会均等を保障することこそが、アメリカの最優先すべき価値であると主張している。そのための有効な手段として、フーバーが産業組合を取り上げていることが目を引く。彼は「産業組合の大目的は各個人が個性を發達せしめ、機会均等を確保し、創意の範圍を拡大すると同時に、他面に於て生産並分配上の無謀な競争に伴ふ非常な無駄の大部分を省かうとするにある」として、産業組合の価値を説明している。

このようなフーバーの主張は、技術革新が企業の生産力を向上させ、大企業が成長していく一方で、労働者階層の貧困問題が生じていた一九二〇年代のアメリカ社会の雰囲気を反映しているものと思われる。一九二九年の大恐慌以降のニューディール政策に象徴されるよな修正資本主義の到来を予期するかのようなフーバーの個人主義論は、井川に大きい影響を及ぼしたと見られる。

井川は三九年九月三〇日、ヨーロッパにおいて大戦が勃発した直後に、産業組合金庫と産業組合中央会の理事として、名古屋市で開催された愛知県下産業組合長会議で講演を行ったことがある。その講演で井川は、自由主義に対する自身の見解を次のように述べている。

「元來デモクラシイ思想は近代アメリカに於て特に盛となり又実践に移されてゐるのでありますが、然し其は欧州戦争後我國で考へられたやうな浅薄な自由主義的なものでは決してないやうに思はれるのであります。その一つの証拠として米國前大統領フーヴァー氏がまた商

務卿時代に著したアメリカ個人主義論と題する小著があります。私は其の出版とともに早速一本を手にしまして、恐らく自由主義思想に基いた個人本意的な考方を論述してゐるのであらうと思つて、読み始めたのであります。読むに従つて意外なことに喰はしたのであります。それは寧ろヨーロッパ流の個人主義を排し、自由放任政策を非とし、全体の為に個人を完成することが、アメリカの個人主義であり、デモクラシイの本義であるといふやうな論旨であつたからであります。余りに意外でありましたので、私は当時フーヴァー卿と昵懇の間柄でありましたのを幸ひ、同氏の許しを得て邦訳して我讀書会に照会し其の参考に供したやうな次第であります。それより遙か以前に私は学生時代に確かフアイトといふ人のアメリカ個人主義に関する論を読んだことがありますが、此れ亦全体の為に個人を完成することを以てその基調とするものであります。何れにせよアメリカのデモクラシイ思想の根底を成してゐる個人主義なるものは徒に個人の自由を主張するやうなものではなく、寧ろ全体の為に個人の自由を制約せんとする、何れかといへば全体主義に近いものであることを私は知るに至つたのであります。」⁽³⁷⁾(強調は筆者)

ここで彼が述べていることは、第一に彼が第一次大戦後に日本社会で盛んになった自由主義的な風潮を「浅薄な自由主義的なもの」として否定的に評価していたということである。勿論、その「自由主義的なもの」が具体的にどのような内容を指しており、またどのような理由でそれを「浅薄」であると評価しているかについて彼は全く言及していないが、以降の内容から推測するに、彼は個人の自由を国家より優先することに反対していたと思われる。

井川は、そのような認識に基づいて、最初フーバーの個人主義論も

「自由主義思想に基いた個人本意的な考方」であろうという予測をしていたが、実際には、フーバーが「自由放任政策を非とし、全体の為に個人を完成する」ことを強調していたため「意外」に感じ、アメリカの個人主義を「個人主義なるものは徒に個人の自由を主張するやうなものではなく、寧ろ全体の為に個人の自由を制約せんとする、何れかといへば全体主義に近いもの」と理解した。

しかし前述したように、井川自身が翻訳したフーバーの『アメリカ個人主義論』は、あくまでも各個人に対する「機会均等」を保障するために、経済力集中の制限を含む個人の権利に対する規制を行うことが望ましいという主張である。つまり、「機会均等」を保障することを通じて、より多くの個人が自分の能力を發揮させることができるよう、国家の努力を促すものである。したがって、「機会均等」という論の核心部分を省略したことにより、井川はフーバーの主張を三九年に述べたように「全体の為に個人の自由を制約」するものと解釈し、本来の意味とはかなりのずれが生じてしまったと思われる。

井川の著作から見る限り、彼の持論の中で自由主義論とともに目立つものは経済統制を実施することを主張した点であろう。彼は三三の講演（『経済の動き』）と三五に年出版した著作（『国際金融論』、三九年に名古屋で行った講演（『新事態下に於ける産業組合の使命』）を通じて一貫して経済統制の実施を主張していた。ここからは、これら井川の著作を通じて、彼の経済統制論について明らかにする。

まず、彼が主張した経済統制論の内容は如何なるものであったか。井川は「経済の動き」で、統制の本義について次のように説明している。

「私の見ます所では此の語は事業家等が自由競争の弊を覚りまして、

或は生産の統制とか、販売の統制とか、又はもつと露骨に申しますれば価格の協定などをやり、御互に不当競争に依る損を避け、相当の利益を確保しようとする目的に出づるものから始めまして、国民経済全般の利益を主眼として、当事者以外第三者たる政府等が生産又は販売に干渉するもの迄も含む極めて広い意味に使はれて居るようであります。」⁽³⁸⁾

つまり、彼にとつての経済統制とは、市場の機能によらず、商品の生産・販売、価格協定などを行い、必要であれば国家という第三者が生産・販売に干渉して国民経済全般の利益を図るというものである。彼は、経済統制を「個人の自由に干渉するが如き経済政策」⁽³⁹⁾とも捉えている。結局井川にとつての経済統制とは、経済生活における個人の自由を、政府などの第三者が介入して制限を加えることであると理解していた。

それでは、井川はなぜ、個人の経済的自由を制限する必要があると信じたのか。彼が挙げている経済統制を導入する理由には、既に述べた彼の自由主義に対する不信任が作用しているかのようを考えられる。彼は三九年の講演で、関東大震災の時の復興事業のエピソードを取り上げて、自由主義の不合理性を指摘する。復興事業のため、資材が大量に必要となり、アメリカからも資材の大量輸入が必要になった。しかし、日本政府としては為替相場が不安定になる恐れがあるため、そのような資材輸入の注文を集中させないことを望んでいた。したがって、政府は各企業に対して輸入注文を分散させるよう指示を出したが、各企業からの協力はうまく得られず、結局政府の施策は失敗となった。当時アメリカに滞在しながら、為替管理の職務を担当していた井川は、この事件を目撃した感想を次のように述べている。「私はこの経験を

顧みまして「我国としても国家全体に重大影響のある事項に付ては自由放任策を採つてゐるは不可ん。どうしても統制を加へなければならぬ」といふ考になりまして、帰朝後先経済統制の必要を力説し出したやうな次第であります。⁽⁴⁰⁾これは、井川が経済統制の必要性を主張した理由が、個人の自由を保障することだけでは、解決できない問題が発生するためであったことを示している。

既に言及した通り、井川はアメリカの各種金融規制の導入を日本社会に詳しく紹介していた。井川は、「米国に於ける銀行の信用調査に就いて」（二八年九月）、「岐路に立てるウォール街」（三三年九月）でローズヴェルト行政府が推進している各種の金融規制制度を詳しく紹介している。また、「経済の動き」でも井川はアメリカにおける「経済統制」の導入について説明している。ここで井川は、当時世界的な経済恐慌の影響でアメリカも苦しんでおり、その対策としてローズヴェルト大統領は「自由放任主義を尠くとも一時棄て、統制干渉主義の経済政策」を施さざるを得なくなつたと指摘し、経済統制の事例として新銀行法、新証券法を挙げる。⁽⁴¹⁾井川によれば、新銀行法は経済機構の安定維持、投資の安全保障、預金者保護の三大目的を持っており、当時のアメリカにおける立法過程では、預金者保護制度に関する議論が盛んに行われた。新証券法については、投資者の権益を保護するため、投資の内容についてより詳しく説明する義務を証券販売者たちに課したと紹介している。次に井川は、政府に企業の生産を統制する権限を付与した三三年産業復興法（三五年、合衆国最高裁判所により違憲判決）を紹介しており、「資本が少数者に集中し、生産が増加するにも拘はらず、大衆生産品消化の資力を欠くに至つたからして、其間に調和を求めやうとするもの」であり、「一種のインフレーションに

依つて大衆に購買力を与へやうとするもの」であるとの見解を示している。また井川は、このような政策の導入が「自由放任主義、個人主義を信条とした米国在来の経済政策から見れば一台脱線」であると、その意義に注目している。⁽⁴³⁾以上のように、経済においても自由主義を重視してきたアメリカでさえ、自由主義の限界を認めて、個人や企業の経済的自由に一定の制限を加えている状況を紹介しながら、井川はそのような制度の導入が日本にも必要であることを力説していた。これが、経済統制の導入を主張した理由のひとつである。

ここで、井川にとって個人の自由に一定の制限を加えてまで追求しようとしたことはなにかという疑問が浮かび上がる。それは、前述の史料で井川が「国家全体に重大影響のある事項」と示した事項と関わるものであろう。すなわち、国民経済と庶民生活の安定という観点から、井川は経済統制を主張したと思われる。

前述の「経済の動き」という講演で、人口の大多数を占めているため、「我国費の大部分を負担」し「最大の消費力」を持つている「庶民階級」を政策的に保護する必要がある点を指摘する。そのような政策は、「彼等をして生活の安定を得せしめ、消費力を増さしめること」を通じて国民経済全体の安定性を確保するための方策であると主張する。⁽⁴⁴⁾この講演で、前述した統制の本義について説明した後、経済統制が「個人の自由を制限する、干渉するようなことが、国民一部の利益を為でなく、広く国民経済全般、即ち国利民福といふ大所高所に立つて為される」ことであると主張している。⁽⁴⁵⁾さらに『国際金融論』でも、経済統制が「国民大多數の公益」、「即ち公益統制」の形態をとるべきであると主張している。⁽⁴⁶⁾要するに、国家経済全般に大きな影響力を与えうる庶民階級の生活を安定させるためにも、経済統制が必要で

あると主張しているのである。ここで井川が、「国民生活の安定向上」を「政治の領域」における「究極目標」として取り上げている点は、彼の思想を全般的に把握するためにも、注目する必要がある⁽⁴⁷⁾。

経済統制が必要な理由として最後に挙げられるのは、国際的な経済環境の影響である。井川は、現在の国際的な経済競争を「各国競つて自国本意の経済政策を採り、為替管理どころか貿易管理迄行つてゐる国さへある昨今の時勢」として捉え、「国際経済戦将来の形成如何に依つては我国としても自衛に適當な対策に出でなければなりません。従つて、其の際は命令に依つて法律の許す範囲内で相当統制経済的規定を設くる」ことが必要であると主張している⁽⁴⁸⁾。また、『国際金融論』でも「現今の国際経済界は統制の色彩極めて濃厚」であるため、「もの間に処して或る一国のみが、自由主義経済の孤塁を守らうとしても、それは言ふべくして行はれないこと」であり、経済統制の流れは「是非の論を離れ、自衛上已むを得ざる必然」であると述べている⁽⁵⁰⁾。つまり、国際的な経済競争の中で生き抜くためにも経済統制を導入し、経済全般の効率化を図る必要があるということにならう。

要するに、井川は経済の運用が個人の自由を保障することに焦点をあてている自由主義的な経済体制が限界を現していることと、また個人の自由を重視する国であるアメリカでさえ一定の経済規制が行われている状況に注目し日本にも積極的に経済統制を導入する必要性を主張したのである。また、このような統制が庶民の経済生活安定に寄与し、国家経済全般の強化を図るためにも必要であると強調している。最後に、国際的な経済統制が強化されている現状で、一国のみがその全世界的な流れに逆らうことはできず、経済統制強化という潮流に従うこと以外の方法がないと述べている。

次に、井川が提示する統制の具体的方法について調べてみよう。彼は「此の統制経済の実行に当り官庁が無闇に細目に迄立入」ることは望ましくないものであり、「官治統制は大綱を統べ、細目は之を民治統制に委すべき」であると主張している。これは、政府が直接統制を担当する場合、過度な統制は政府の行政費用を増やし、経済活動の効率を阻害する危険性が高いためであると説明している⁽⁵¹⁾。また、経済統制の「細目」を担当する民間の場合、「企業合同を促進するか、又は利害を共通にしてゐる者同志の組合なり協会といふが如きもの、組織を一層助長奨励して、それらに責任を持たせる」方法を提示している。井川は民間による自律的な統制の問題点を防止するため、「勿論それらの幹部に対し法律上又道義上の責任」を背負わせるべきであり、民間による経済統制の先決条件として「自由経済下に発達した組織をして、統制経済に適するように改革すること」を挙げている⁽⁵³⁾。

彼がこのような方式に注目するようになったのは、恐らく「外国為替管理法」(二三年三月二八日公布)の事例によるものであると考えられる。井川は、自分の専門である外国為替管理法の事例に触れながら、ここでこの制度の大きな特徴として、「大綱を規定するのみ」で、「細則は之を命令に譲つて」いる点を挙げている。井川は、この理由を、変化の激しい経済状況に即して施すべき為替管理のような政策は、議会における法律の改正では対応が追いつかない可能性が高いため、具体的な細則は命令として処理することになったと説明した。

要するに、彼は経済統制を実行する権限を、該当する業種の同業者組合や企業合同などの民間組織に与える必要があると指摘しているのである。これは、井川にはその業務を担当する人に統制の権限を与えるべきであるというある種の「現場主義」のようなものがあつたと考

えられる。このように、現場で働いている専門知識を持つ担当者が、責任を取って統制の具体的な内容を決定し、また運用するということを一貫して主張しているとも読み取れよう。勿論、これは「経済の動き」の中で経済統制の「本義」として「国民経済全般の利益を主眼として、当事者以外第三者たる政府等が生産又は販売に干渉するもの迄も含む」と述べていた立場と衝突する可能性を含む主張であろう。⁵⁵だが、これも統制の基本的な規則を決定し、制度運用に対する監視は依然として第三者（政府）が担当していることを認めている点から考えると、自分が提示した統制の「本義」を相当意識しているかのように見られる。

これまで見た通り、井川忠雄は国際的な競争から日本の生存を確保するため、また庶民生活の安定を通じて国家経済の基盤を強化するため経済統制を主張した。また、その方法は、統制の全般的な事項に対しては国家がそれを規定し、具体的な制度の運用は各経済領域で構成された同業者組合などの組織に委任することを主張した。このような井川の経済統制観の特徴は、当時国家が推進していた統制経済論とは多少区別されるものとして見られる。たとえば、海軍省臨時調査課が一九三六八月に出したと推定される統制経済に関する報告書から、当時海軍側から追求されていた統制経済の形態は、井川のそれとは異なる。⁵⁶この報告書で海軍省臨時調査課は、統制経済への移行が「資本主義経済の必然的發展段階」であり、「自由（競争）主義経済時代から独占主義経済に進み、更に現在の統制経済」へと発展してきたとの見解を表している。つまり、資本主義の発達により競争が激化し、生産力の過剰がもたらす恐慌の発生などの問題が生じる。さらに、経済力の集中が巨大資本の出現を誘発し、その巨大資本たちは海外の市場を

求めるが、それが容易ではない場合「カルテル、トラスト等の大企業家結成により内外市場の独占を企図する」ようになり、これが「自治的統制運動」であると説明する。しかし、民間企業集団たちは「全体的立場を顧慮せず、単に自己の關係せる産業の立場、…〔中略〕…そのカルテル中心の営利慾―資本蓄積運動―の充足行動」にだけ集中する限界を抱いているため「現代の如き国家対立時代の必要とする全体的主義立場の産業政策、経済政策と相容れぬ」可能性が生じると指摘する。これにより、経済統制を民間ではなく、国家が主導的に行う必要性が発生すると報告書は述べている。経済統制の目的として、「(一)国防充実、(二)大衆の生活安定、(三)産業貿易の発展」の三点を「有機的実力充実」を計らうことを取り上げながら、また「統制経済の目的は、一国の資源及び資本並に之が活用者たる個人創造力、日本国民の一切能力を綜合統制し、最も合理的、計画的、組織的（適材適所、敵物適地、適物正用の分業的且つ有機的）に使用して日本国力を精力的、効果的ならしめる事」であると述べている。

この文書から分かる海軍の統制経済は、それへの移行を必然的なものととらえ、民間の組織による統制をより望ましいものとしてみなしていた井川に対し、民間の統制を国家による統制の段階へ移行すべき前段階として提えている。海軍の報告書の最後に、統制経済の目的としても「大衆の生活安定」が挙げられているが、それは「国防充実」や「産業貿易の発展」という課題と並んでおり、「国民生活の安定向上」を「究極目標」とまで取り上げていた井川の経済統制論とは区別される。ただし、経済に一定程度の統制を加える必要性を認めているという、根本的な側面で井川の主張はこの文書で主張している統制経済論と同一である。

以上で見た通り、井川は自由主義に懐疑的で否定的な態度を持っていないながらも、同時にアメリカの制度変化や思想に敏感な態度を持っている人物であった。自由主義に対する彼の理解が、競争を通じて効率の極大化という側面より、無秩序な利己主義の正当化に近いものである限り、彼がアメリカの事例からも経済統制論を導出したのは、必然的な結果であったと思われる。彼は経済統制論を主張し、経済生活における個人の自由にある程度の制限を加える必要があると主張したが、それは戦争の随行や軍備の拡充など経済以外の目的のために行われるものではなく、庶民の経済生活安定を通じて国家経済の強化を目標とするものであった。つまり、井川は国際的競争での生存の確保と、より安定的な国民経済の成長という目標のため、その目的を達成する一つの「合理的」な手段として、また自由主義という「不合理」を克服し得る手段として統制経済を選択したと思われる。

3. 日米交渉期の井川忠雄

本節では、井川忠雄のアメリカ観を確認し、彼がどのような目標意識をもって日米交渉に臨んでいたか、また日米交渉が進行中であった時期の彼の感想などを明らかにする。まず、第一節で論じた通り、井川は一九二〇年から一九二七年まで長い期間アメリカで生活した。単に大蔵省の官僚として働いていただけでなく、彼はコロンビア大学に出講するほど学問的活動も並行していた。活発に活動していた井川に、アメリカ社会は経済的に豊かで資源に恵まれた場所として認識していたと見られる。アメリカから帰国した後の三〇年、「金解禁と金融界の合理化」という題目の論文でアメリカの経済について次のよう内容

の政府関係者の発言を引用している。

「米国に関する限り「エコノミー」とは積極的のものである。大に消費してさらに大なる生産をすることを意味する。労銀も高くて構わぬ。能率を増進する外に消費を増し繁栄を齎すからである。但し是は米国の如く天然資源に富み、自給自足し得、対外貿易の総量が国内商業の五分にも当らぬといふ状態の国柄に在つてこそ始めて可能な事であるかもしれぬ。」⁽⁵⁷⁾

アメリカという国が、豊富な資源など恵まれた環境に基づいて、経済的繁栄を享有していることを述べたこの発言に井川は注目している。また、「国土広大、資源豊富、機械無限」というイギリスの元首相ロイド・ジョージの言葉を借りて、アメリカに対する彼の印象を端的に提示している⁽⁵⁸⁾。また前述の通り、井川は新銀行法、新証券法、また産業復興法などのアメリカにおける経済改革の制度の導入に注目し、そのような「経済規制」が日本にも適用される必要性を力説していた。要するに、井川はアメリカに対して恵まれた環境を充分活用し経済的な繁栄を成し遂げたことと、また革新的な改革を果敢に実行する社会の合理性に憧れを抱いていたかのように見える。

最初、井川がドラウトと会ったときに、井川はドラウトの主張を聞いて、彼が「日米国交調整就中経済提携に関し瀬踏を為さむとする底意」があるように判断し、武藤章軍務局長と岩畔豪雄軍事課長と協議の上、「個人の資格を以て先方の話を聴取」することに決めたと近衛首相に報告している⁽⁵⁹⁾。この時点での井川は、自分が三か月後アメリカに行つて両国の国交調整のための諒解案を作成することを担当するようになるとは考えていなかったとみられる。管見の限り、ドラウトと井川が交換した文書の中で、アメリカに密使を派遣するという構想が

見られるようになるのは四〇年一月二日のことである。井川近衛首相などに報告したドラウトの報告書「日米会談提唱」のなかで、アメリカの強硬な対日世論を和らげるため「本年末より密使の指導の下に全米に向って殊に言論界並に宗教界に効果的宣伝工作」を行う必要があると主張しており、これが最初の事例である。⁶⁰つまり、ドラウトはアメリカでの世論工作のため密使を活用する必要があると主張したわけである。

次いで、一月一五日に井川が近衛首相などに報告した「日米経済提携策」の中に、ドラウトが「特に米国との関係に関連し、極東におけるわれわれ（日本）の地位と政策の実的分析（Working Analysis of Our (Japanese) Position & Policy in the Far East, With Particular Reference to the United States)」で提案した「日米会談開催促進」の件に関連して、「渡木「米」せらるべき密使的存在」について言及している。ドラウトは、その「密使的存在」が日米経済提携のための事前工作も担当したほうが望ましいと述べている。⁶¹つまり、日米会談を準備するために密使をアメリカに派遣する必要があるとドラウトは述べていたと思われる。

二月二四日、井川がまた近衛首相などに報告した「ドラウト内談要旨」では日本からの密使の派遣を要求するドラウトの意見がさらに明らかになっている。⁶²井川によれば、ドラウトは「此の際日本側より両国の政治経務事情に通じ、殊に日本側政治の中心勢力と連絡深き人を同道帰米する」ことを希望していたが、それが実現できなかったのが残念であると述べた。しかし、「翻つて顧みるに自分等の抱懐する親善工作或る程度迄進捗したる上ならでは日本側としても密使派遣の決心も附かざるべく」といい、まずアメリカにおける自分たちとアメ

リカ政府との交渉を先行させる意思を述べ、また適任者を手配することも困難であるため、ドラウトは「本件は寧ろ今後の展開如何を見て懲瀆する」ことにした。ドラウトは、最初来日した時点から、日本からの「密使」の派遣を望んでいたことが分かる。しかし、その「密使」の役割に関しては、最初から明確な構想を抱いていたわけではないと思われる。

ドラウトから密使派遣の要請を聞いた時点で井川がこの問題に対して明確な意図を持っていたかどうかについては、明らかではない。彼が近衛首相とそのほかの政府関係者たちに送った書簡の中に、「密使」を自任する意思を表す内容は発見されなかった。ただし、次のような記録がある。正確な日付は不明だが、内容から見ると井川がドラウトと日米交渉の問題で議論していた時期であろうと考えられるメモには、ドラウトの提案と密使派遣に対して次の三つの選択肢を提示している。

「甲、密使を出すこと、考物…人無し、それ程深入して可きや、
乙、日米会談に色気を見せること、而して本人等に努力せしむこと…金を送るは不可、然し援助せよ、
丙、会談に冷淡なる態度をとること」⁶³

これは井川が自分の意思を記録したものなのか、それとも井川が関係者と相談をした内容を記録したものなのかは明らかでないため、断言はできないが、ドラウトの提案に対して井川、或は井川の相談役になった周辺の人物は即時的な反応を示したわけではないことが分かる。井川が渡米についてある程度決意を固めたのは、それより一カ月後であった。井川はアメリカで米政府とドラウト・ウォルシュ両師の間の対話の結果を待ちながら、四一年一月二三日ドラウト宛の書簡で日

本からの密使派遣に関する情報をドラウトに伝えている。つまり、陸軍から「武藤軍務局長の右腕」であり、「陸軍を代表する実力者」である岩畔豪雄大佐（軍務局軍事課長）を派遣することになったということである。これと同時に、井川自身も「我政界の指導者達から貴殿等と同じ目的で、アメリカに行くことを慫慂⁶⁴され」ていることを述べている。この後、同年一月二五日、ドラウトから日米交渉に対してアメリカ政府から有望的な反応があったという返事を受信し、二月五日自分の渡米に対してドラウトに知らせながら、日米交渉に臨む自分の覚悟を次のように述べる。井川は、日米戦争が「人類文明の終りを意味する」という松岡外相の議会演説を引用しながら、「その意味で貴殿の働きが成功することになれば、これは現代文明の救済ということ」であると日米交渉の意味を解釈している。したがって、彼は「つまりこのことが、貴般の意図もそうであった様に、小生の場合も自らの利害を越えたところで、貴殿と共に戦争回避の為に意義ある営為をなさんと渡米の決意をした事由であります」と渡米の意思を明らかにする。⁶⁶井川は、四一年八月、日本の南部仏印進駐を契機とし、日米交渉の成立に対する希望が失われた後、東京に戻った際に残した回想には、次のような内容がある。それは、帰国した井川に対してもう一度アメリカに行って、交渉に参加してくれるよう、近衛首相が促した時に、彼が「然し自分は再び何等の資格もなく飛び出して酷い目に遭はされる……尤も成功の見込充分なら一身の事なんか構っては居られんが……気にもならんし、お負けに手弁当で出掛けた為、中金の退職慰勞金数万円も使ひ果し他に遊んである金も余りないので、浪人の身として是れ以上財政的に負担を背負ふのも辛い」ため、その提議を丁寧⁶⁷に断ったという内容である。井川が渡米したとき、彼の身分は外務省

嘱託であり、しかも無給であった。⁶⁸二月五日のドラウト宛の書簡の内容とこの回想の内容によれば、井川は給料のみではなく、アメリカでの滞在費用すら支給されておらず、自己負担でアメリカでの日米交渉に参加していたようである。

井川は、自分がここまでして日米交渉に参加しようとした理由を、先の書簡では日米交渉が「現代文明の救済」という「崇高な戦闘」であるためであると述べている。前章で見た通り、井川は経済統制という「合理的」であると自分が判断した方法を通じて国家経済を安定化させ、国際的競争から生存することを目指す人物であった。また、前述したとおり、井川はアメリカの豊かさや合理性、またそれから発生する強力な国力を充分承知している人物でもあった。日本という国家の生存と、アメリカの状況を熟知している彼にとつて、アメリカと競争をするという選択肢ほど「不合理」なものはないだろう。自身が表現しているように、なんの資格も持たない井川が、ドラウトのカウンターパートになって日米交渉に参加することを決定した理由は、主にこのようなものであったと思われる。

アメリカに到着した井川は、ドラウトやウォーカーから得たアメリカ政府の交渉に対する態度について近衛首相に伝える役割を担った。ただし、ここで注目すべきは、井川が自分の意見をアメリカ側に積極的に述べている点である。たとえば、近衛宛ての三月一日の書簡には、井川が対外政策に関する「帝国の公明なる意図を反覆説明」したと述べており、⁶⁹ここから井川が当時の外交政策に関する自分の意見を披瀝していたと理解できる。また、もし日米会談が成立したとき、その開催計画を発表するか否かという問題に対して、井川は「全然私見」であることを前提にしながらも、「本会談の性格を根本的に変更

する虞あるに依り、恐らく日本側殊に輿論の反対する所となるべきを以て、考へることすら無駄ならん」と反対の意見を明らかにしている⁽⁷⁰⁾。井川はそれ以外にも、中国問題、日独間の経済支援問題に対しても自分の意見を述べていた。まず、日米中三国共同で政治機構を創設することに對して、そのような機構が創設されれば、「結局必要起らば日米共同して武力行使」をすべき事態が発生する可能性があり、その問題に對してアメリカ側は、議会の承認を得ることが可能であるかと反問し、反対の意思を示している。また、米國が日本に對して経済的援助を与えたとするとき、その支援がドイツにまで流される可能性について指摘することに対して、井川は私見であることを述べながらも、そのような問題は結局「米國が蘇支等に対する援助を打切らる、か否かの問題と重大關聯性を有する」と主張している⁽⁷¹⁾。

このような井川の意見が、正しいかどうかという問題は差し置いて、前述の通り経済官僚としての経歴を持つている彼が、國家全体に影響を及ぼす外交政策について自分の意見をアメリカ側に表していることは、井川から報告を受けていた政府関係者にとっては容認できない問題であった。井川の電報を近衛に伝達していた河田烈蔵相は、井川の平和維持活動に反対はないが、「井川の報道は余に具体的且つ出過ぎたる感あり。憂慮に堪へず」と、井川の工作に不満を表している⁽⁷²⁾。その電報に對して井川は、次のように釈明した。即ち、彼は自分の渡米目的が「情報蒐集以外二有之」ことを指摘し、自分が相手としている両師の目的が確かであることはすでに両師が来日したとき政府関係者とともに確認を済ませたと述べ、自分の活動が日米間の国交調整のため有益なものであり、またそれを政府関係者たちが承認したことを示したのである。また自分の身分や報告方式に関して様々な問題点が

あり、とりわけ保安上の問題があるため色々解決策を模索した結果が現在の状況であり、井川自身も保安を維持するための最善の努力を尽くしていることを述べた。また自分とドラウトが作成している諒解案は「大体に於て我國多年の要望を此際實質上満足せむとする」努力の産物であると述べ、アメリカにおける自分の活動が持つ重要性を強調した⁽⁷⁴⁾。これは井川のアメリカにおける自分の活動への自己評価を示す事例であろう。

河田が指摘した点の他に、アメリカ側の史料からはもう一つの懸念が浮かび上がる。井川と同じ船に乗り、渡米するまで井川と一緒にいたドナルド・スミスという財務官 (Assistant Commercial Attache) が國務省に出した報告書では、井川が数個内閣で大蔵次官のような地位 (the position of Vice Minister of Finance in several Cabinets) にいたと主張したことが紹介されている。またスミスは、井川が自分のことを日米関係の改善を希望する、有力グループの非公式代表でありアメリカに到着した後、岩畔豪雄という人物の渡米を待つとしたと報告している⁽⁷⁵⁾。また、彼はバラントインとの会談で、日本がドイツと二〇億円規模のバーター貿易の協定 (a barter arrangement) を結んでいることと、その中の二五パーセントくらいの分量が実際に取引されたと述べている⁽⁷⁶⁾。前述の通り、アメリカは日本を通じてドイツに戦争物資が伝えられることを警戒していたが、そのように重要な情報を井川はバラントインに表している。

つまり、井川は、不正確な情報を伝え、重要なビジネスパートナーの名前を同行する人物に知らせており、日本とドイツの間に貿易に関するある種の取引が存在することをアメリカ側に知らせたのである。情報要員に近い役割をしていた井川にとって、自分の影響力を大きく

見せるためには多少の誇張が必要であり、また目的のために情報を交換する必要があるかも知れない。ただし、それは対話する相手と状況により慎重に行われるべきものであった。また自分の役割が高度の保安を要求されることを承知していたはずの井川が、日米交渉と直接的な関連性が低い人物に機密情報について述べていることは、不注意な行動であったと思われる。

井川はこのような「弱点」を持つと同時に、彼が諒解案の作成過程に大きく寄与したことは否めない。この点から、彼とともに働いた岩畔と野村が井川に対して高い評価していることも充分理解できる。岩畔は後日、大使館の官員たちから井川を日米交渉から除外しようとする提案を聞いた⁽⁷⁷⁾。そこで岩畔はそれに反対し、野村も「井川君を除外して日米交渉を続けることは不可能であるから今後も従前通り活躍して貰いたい」という旨を大使館の官員たちに述べ、井川が日米交渉に参加し続けることが可能になった。また野村は戦後、井川の活躍のために日米交渉という平和のための交渉が始められたと述べ、彼の日米交渉全体における彼の活躍を高く評価した⁽⁷⁸⁾。

以上で見た通り、井川の日米交渉に関する活動は、多様な側面を持つている。彼は日米間の諒解が成立する可能性がなくなったため帰国した後もウォルシュと接触しながら、日米交渉に従事していた⁽⁷⁹⁾。また彼は、日米諒解案が完成した後、日米会談が開催されるとき、自分をその一員に入れるよう依頼する内容を近衛に送ったこともある⁽⁸⁰⁾。この二つの事例は、彼の活動がもつ多面性を示しているものであろう。したがって井川の外交活動に対して評価するとき、このように多様な側面を含めて総合的に評価を出す必要があると思われる。確かに彼は「素人外交」の担当者としての弱点を表していたが、日米間の平和

を求めた彼の熱意は否定できないものであると考えられる。

おわりに

井川忠雄は、アメリカで生活した経験から深い思想的影響を受けたと思われる。彼の自由主義に対する批判的な態度と、またアメリカのニューディール政策の影響で確立された彼の経済統制論はすべてアメリカと関連している。アメリカからの影響を受けたにもかかわらず、自由主義に反感を抱き、統制経済に傾くという独特な思想的態度は、彼が「合理性」、あるいは「効率性」を最も重視していたことに由来すると思われる。つまり、経済的効率のためなら、経済的自由を多少制限してもいいという発想である。ただし、個人の自由には経済的自由だけでなく、政治的自由や思想的自由などの自由も含まれるが、井川はそれらにまでは深く考えていなかったと思われる。

井川が合理性や効率を重視していたことは、彼の経済統制観が持っている特徴からも読み取れる。井川は、政府は経済全般に関する計画を樹立し、基準となる規則を備える程度の役割をもち、統制の具体的な運用と調節は各企業や業者で構成された組合が担当することを主張した。これは、中央統制から来る矛盾と不合理性を警戒したためであろう。また、井川は経済統制の目的として、国防のような経済以外の領域にあるものを提示するのではなく、国民生活の安定とそれに基づく国民経済の安定化を挙げていた。

このように経済的合理性、あるいは効率性を重視した経済的な人物が、日米交渉という外交の領域に挑戦したのは意外であろう。ただし、彼は国民経済の安定と国家の生存を目指した愛国者であり、またアメ

リカの豊かさ合理的な要素に憧れを抱いていた人物でもあった。そのため、日本が強力な軍事力を有するアメリカと戦争をするという不合理さを放置するわけにはいかなかったと思われる。さらにはドラウトが提示した日米関係の改善のための方案が両国の経済的協力を主な内容の一つとしていたこと⁽⁸⁾も、彼の参加を促す要因の一つであったと思われる。

日米交渉の過程に参加した井川は、熱意を持って積極的に工作を進行させようとしていた。しかしそれとともに、外交工作の過程で様々な限界を表していたことも確かである。このような彼の外交活動がもつ多様な側面により、井川に対する評価は前述したように二分されている。このような状況で、井川の外工作を正しく評価するためには、彼の業績と限界を同時に確認し、総合的に評価する必要がある。

註

- (1) 加瀬俊一『日本外交史二三日米交渉』川島平和研究所出版会、一九七〇年。
- (2) 「ドラウト覚書Working Analysis of Our (Japanese) Position & Policy in the Far East, with Particular Reference to the United States」伊藤隆、塩崎弘明編『井川忠雄日米交渉史料』山川出版社、一九八二年、八〇—一一三頁。
- (3) Court Exh. No.3441: Affidavit of Bishop James Edward WALSH, dated 8 Jul 1947.
- (4) 前掲加瀬俊一『日本外交史二三日米交渉』二五—二六頁。
- (5) 前掲加瀬俊一『日本外交史二三日米交渉』二六頁。
- (6) 須藤眞志「日米交渉にみる民間人外交の限界」『政経研究』四

四(二)、二〇〇七年。

- (7) 伊藤隆「新資料・井川メモが語る日米交渉(前・後篇)」『諸君』九(二)、一九七七年、八一頁。後編は『諸君』九(二)、一九七七年。

- (8) 前掲伊藤隆「新資料・井川メモが語る日米交渉(前篇)」八一—八二頁。

- (9) 塩崎弘明「解題」(前掲『井川忠雄日米交渉史料』)五—五二頁。

- (10) 以下、井川忠雄の経歴については、前掲塩崎弘明「解題」三—五頁と井川忠雄「岐路に立てるウォール街」『講演』九月下旬号(五一)—一九三三年、井川忠雄述「祖国再建勇逸の指針たる共同主義の理念と実際」友愛出版社、一九四七年に機材されている井川忠雄の略歴を参考にして作成した。

- (11) 井川忠雄「減債基金の全廃を論ず」豊川良平編『減債基金問題論文集』一九一七年。

- (12) 『極東西比利亚に於ける自治機関』日露協会、一九二〇年。

- (13) ハーバート・フーバー著、井川忠雄訳『アメリカ個人主義論』有朋堂書店、一九二四年。

- (14) 前掲塩崎弘明「解題」四頁。

- (15) 井川忠雄「一九二四年所得に対する米国連邦個人所得税統計」『財務通報』三(二七)、一九二六年九月。

- (16) 井川忠雄「一九二六年の米国内国税収入」『財務通報』四(四)、一九二七年二月。

- (17) 井川忠雄「米国に於ける銀行の信用調査に就いて」『銀行通信録』八六(五一—二)、東京銀行集会所、一九二八年九月。

- (18) 井川忠雄「投資信託の話」『信託協会会報』二(四)付録、信託統制会、一九二八年一二月。
- (19) 前掲井川忠雄「岐路に立てるウォール街」。
- (20) 井川忠雄「経済の動き」通俗大学会編『今日の問題』通俗大学会事務所、一九三三年。
- (21) 井川忠雄「市街地信用組合に付て」『日本と世界』(三)、文明協会、一九三三年六月。
- (22) 井川忠雄「関税相談に現はれたる時代相」『財政』一(一)、大蔵財務協会、一九三六年一〇月。
- (23) 井川忠雄『国際金融論』改造社、一九三五年。
- (24) 井川忠雄「官と民」『財政』二(七)、大蔵財務協会、一九三七年六月。
- (25) 井川忠雄「庶民金融の実情―市信組と恩給金庫に就て」『農村指導者は語る』産業組合新聞社、一九三七年。
- (26) Tadao Wakawa, *Co-operative activities in Japan*, Central Union of Co-operative Societies in Japan, Tokyo, 1937 (昭和十二年七月、産業組合中央会千石興太郎の名義で発刊されたパンフレット)。
- (27) 井川忠雄講述『新事態下に於ける産業組合の使命』関西経済事情研究会、一九三九年。
- (28) 井川忠雄述「祖国再建唯一の指針たる―協同主義の理念と実際」友愛出版社、一九四七年。
- (29) 井川忠雄「第二次大戦対米交渉秘録 三人の憂国者 井川忠雄(遺稿)」『政界ジープ』五三一五四号、一九五〇年、一〇―一二月号。
- (30) 井川忠雄「日米交渉秘話 法衣の密使 故井川忠雄(遺稿)」『経済批判』一九五二年、一―四月号。
- (31) 井川忠雄「悲劇の日米交渉秘話 井川メモの全貌」『日本週報』三三七、初秋臨時号、一九五五年八月。
- (32) 井川忠雄「悪夢の記録」『日本週報』一九五六年八月。
- (33) 前掲伊藤隆「新資料・井川メモが語る日米交渉(後篇)」一七七頁。
- (34) 前掲ハーバート・フーバー『アメリカ個人主義論』一三一―一六六頁。
- (35) 前掲ハーバート・フーバー『アメリカ個人主義論』五七頁。
- (36) 前掲ハーバート・フーバー『アメリカ個人主義論』五八―五九頁。
- (37) 前掲『新事態下に於ける産業組合の使命(九月三十日名古屋市公会堂に於て)』四頁。
- (38) 前掲「経済の動き」一一七頁。
- (39) 前掲『国際金融論』二七一頁。
- (40) 前掲『新事態下に於ける産業組合の使命』、五―六頁。
- (41) 前掲「経済の動き」一〇二―一〇四頁。
- (42) 前掲「経済の動き」一〇四―一一頁。
- (43) 前掲「経済の動き」一一三頁。
- (44) 前掲「経済の動き」一〇〇―一〇二頁。
- (45) 前掲「経済の動き」一一七頁。
- (46) 前掲『国際金融論』二七一頁。
- (47) 前掲『国際金融論』二七四頁。
- (48) 前掲「経済の動き」一三〇―一三二頁。
- (49) 前掲『国際金融論』二七一頁。

- (50) 前掲『国際金融論』二七八頁。
- (51) 前掲『新事態下に於ける産業組合の使命』六一七頁。
- (52) 前掲『新事態下に於ける産業組合の使命』九頁。
- (53) 前掲『新事態下に於ける産業組合の使命』一一頁。
- (54) 前掲『経済の動き』一三〇頁。
- (55) 前掲『経済の動き』一三〇頁。
- (56) 海軍省臨時調査課「統制経済の順位」土井章他編『昭和社會經濟史料集成（海軍省資料）』第二卷、三六九―三八一頁。
- (57) 井川忠雄「金解禁と金融界の合理化」『銀行通信録』八九（五三〇）、東京銀行集会所、一九三〇年三月、二八五―二八六頁。
- (58) 前掲「岐路に立てるウォール街」一七頁。
- (59) 「近衛文麿宛井川書簡（昭和十五年二月七日）」前掲『井川忠雄日米交渉資料』六九頁。
- (60) 「日米会谈提唱（昭和十五年二月二日）」前掲『井川忠雄日米交渉資料』七八頁。
- (61) 「日米經濟提携策（昭和十五年二月二日）」前掲『井川忠雄日米交渉資料』一一四頁。
- (62) 「ドラウト内談要旨」前掲『井川忠雄日米交渉資料』一一八―一二二頁。
- (63) 前掲塩崎弘明「解題」、前掲『井川忠雄日米交渉資料』一一八―一九頁。
- (64) 「ドラウト宛井川書簡控（昭和十六年一月二三日）」前掲『井川忠雄日米交渉資料』一二五頁。
- (65) 「井川宛ドラウト電報（昭和十六年一月二五日）」前掲『井川忠雄日米交渉資料』一二六頁。
- (66) 前掲「ドラウト宛井川書簡控え（昭和十六年二月五日）」一四〇頁。
- (67) 「帰国から開戦まで」前掲『井川忠雄日米交渉関係資料』四六〇頁。
- (68) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書〇六九大本営陸軍部大東亜戦争開戦経緯三』朝雲出版社、一九七三年、四八三頁。
- (69) 「近衛文麿宛井川電報（昭和十六年三月一日）」前掲『井川忠雄日米交渉関係資料』一五六頁。
- (70) 「近衛文麿宛井川電報控（昭和十六年三月二日）」前掲『井川忠雄日米交渉関係資料』一五九頁。
- (71) 前掲「近衛文麿宛井川電報控（昭和十六年三月二日）」一六〇頁。
- (72) 当時保安維持のため、当時井川は西山勉財務官に頼んで近衛あての電報を暗号送信し、大蔵大臣を通じて近衛に伝えていた。参照、前掲塩崎弘明「解題」三〇―三二頁。
- (73) 「西山勉宛河田烈電報写（昭和十六年三月二七日）」前掲『井川忠雄日米交渉関係資料』一六四頁。
- (74) 「河田烈宛井川電報案（昭和十六年三月二八日）」前掲『井川忠雄日米交渉関係資料』一二七―一二三〇頁。
- (75) The Assistant Commercial Attache in Japan (Smith), on Leave, to the Secretary of State Vancouver, February 25, 1941, *FRUS* 1941, Vol.4, pp.51-52.
- (76) Memorandum of Conversations, by Mr. Joseph W. Ballantine, Washington, March 28, 1941, *FRUS* 1941, Vol.4, pp.115-116. また、三月一七日にドラウトが作成した「太平洋平和維持根本原則案」

に対する井川のメモの中で、「独逸の二十億に對抗の為せめて五十億弗必要なり」という内容がある。参照、「井川メモ」前掲『井川忠雄日米交渉関係資料』一八九頁所収。

(77) 岩畔豪雄「私が参加した日米交渉」日本近代史料研究会編『岩畔豪雄氏談話速記録』、一九七七年、二七四頁。

(78) 前掲井川忠雄「日米交渉秘話・法衣の密使（遺稿）」八一―八二頁。

(79) 前掲「帰国から開戦まで」四六〇―四七五頁。

(80) 前掲塩崎弘明「解題」三六―三七頁。

(81) 例えば、井川はドラウトの意図について、最初は「日米国交調整就中経済提携に関し瀬踏を為さむとする底意」であろうと考えていた。参照、「近衛文麿宛井川書簡（昭和一五年一二月七日）」前掲『井川忠雄日米交渉関係資料』六九頁所収。